

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月18日 21時48分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島南東方沖 六ツ瀬灯標から真方位106° 3.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 10.8′ 東経133° 11.7′）
事故の概要	貨物船YOSHUN 9は、南西進中、また、漁船光丸は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 YOSHUN 9（シエラレオネ共和国籍）、1,999トン 9023598（IMO番号）、YOSHUNG SHIPPING CO.,LTD B 漁船 光丸、4.92トン EH3-32099（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B 船首張り出し甲板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか11人（中華人民共和国籍6人、ミャンマー連邦共和国籍5人）が乗り組み、法定灯火を表示し、船長Aが甲板手1人と共に船橋当直につき、約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、右転したものの間に合わず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、底引き網をえい網しながら、約2.6knの速力で手動操舵により北東進中、船長Bが、船首方にA船の両舷灯とマスト灯2個を視認したが、A船が操業中のB船を避けると思い、後部甲板で漁獲物の選別作業を行っていたところ、船首部とA船の左舷中央部とが衝突した。
分析	A船は、南西進中、船長Aが右転の開始時機が遅れたことから、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから十分な情報が得られず、右転の開始時機が遅れた状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、北東進中、船長Bが、A船が操業中のB船を避けてくれるとと思い、後部甲板で漁獲物の選別を行いながら航行したことから、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、A船が南西進中、B船が北東進中、船長Aが右転の開始時機が遅れ、また、船長Bが、A船が操業中のB船を避けてくれると思い、船尾甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行したため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、航行中、常時、周囲の適切な見張りを行い、衝突のおそれがある他船を適切な時機に避けること。・ 操業中においても、船首方に他船の両舷灯を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、右転するなどして他船の船首方となる位置から離れることが望ましい。